



令和3年度

専門高校生資格取得サポート事業給付金について

山梨県では家庭の経済状況にかかわらず、農業・工業・商業系の課程に学ぶ生徒が希望する進路に進むために必要な資格・検定試験に挑戦し、技術力の向上を図るため、資格・検定料の一部を給付する事業を設けました。

1 給付を受けることができるのは？

① 農業科、商業科、工業科に在籍する2、3年生の保護者

② 支給年度に奨学給付金の受給認定を受けている方

※給付対象者は二つの条件を満たす方となります。2・3年生が対象のため、本校では来年度より開始となります。

2 給付額は？

・資格等の受験料の2分の1

・ただし給付の上限は10,000円とし、上限までは複数の資格等の受験、2回までの同一資格等の受験も可能

3 必要な書類は？

・申請書

・受験料の領収書等

※学校がとりまとめた場合で、領収書がない場合は学校が保管する受験者名簿等の写しで代用可能

4 申請締め切りは？

・支給年度の1月31日

・対象は領収書の日付が支給年度の4月1日から1月31日

注意事項

◎来年度より事業が始まりますので、ご自身で対象になると思われる方は、来年度受験した資格等受験料の領収書を保管しておいてください。

◎申請書は来年度奨学給付金の受給認定者のうち商業科・工業科に在籍する生徒に配布します。

